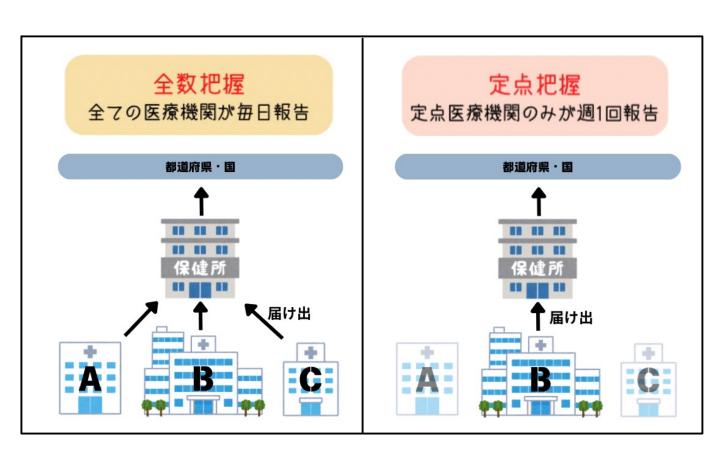
【感染症法による分類】

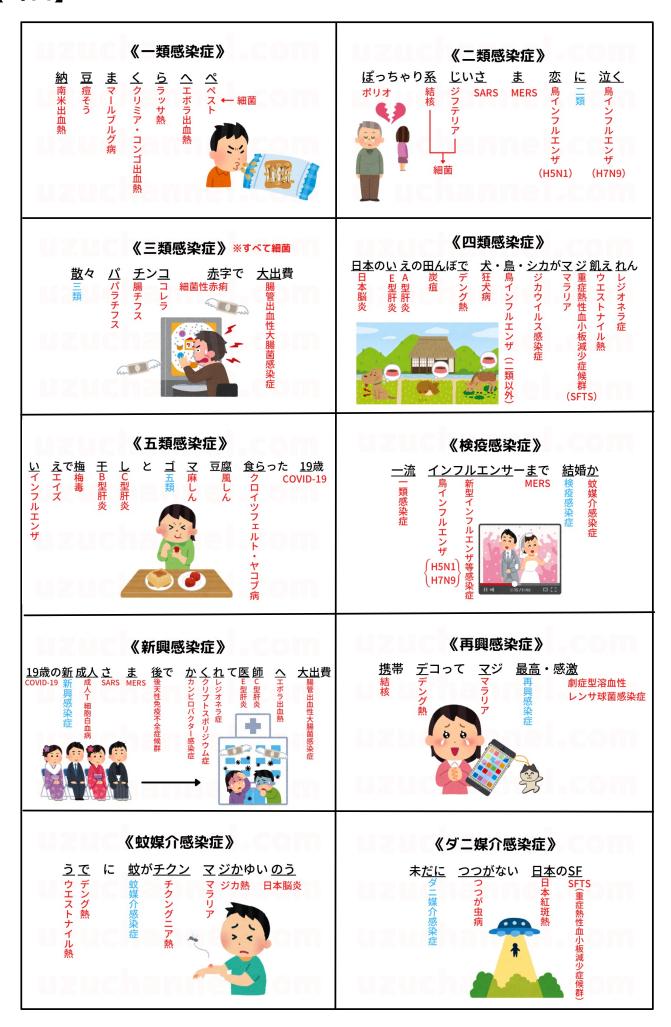
分類	感染症名	性格	入院	就業制限	対物 措置	届出
一類感染症	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト(細菌)・マールブルグ病・ラッサ熱	感染力・重篤性の観点から 危険性が極めて高い	0	0	0	
二類感染症	 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・結核(細菌) ・ジフテリア(細菌) ・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9) ・中東呼吸器症候群(MERS) 	感染力・重篤性の観点から <mark>危険性が高い</mark>	0	0	0	
三類感染症	※全て細菌・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス	・感染力・重篤性の観点から 危険性は高くない・特定の職業への就業によって 感染症の集団発生を起こしうる	×	0	0	全数
四類感染症	 ・A型肝炎 ・E型肝炎 ・炭疽 ・狂犬病 ・鳥インフルエンザ(二類以外) ・マラリア ・デング熱 ・日本脳炎 ・ウエストナイル熱 ・重症熱性血小板減少症候群(SFTS) ・ジカウイルス感染症 ・レジオネラ症 	・動物、飲食物などを介する ・ヒトからヒトには <mark>感染しない</mark> ・媒介動物の輸入禁止	×	×	0	把握
五類感染症	・麻しん ・風しん ・梅毒 ・後天性免疫不全症候群(AIDS) ・クロイツフェルト・ヤコブ病 ・B 型肝炎 ・C 型肝炎	・ヒトからヒトへ <u>感染する</u>	×	×	×	
	・インフルエンザ ・COVID-19		×	×	×	定点把握

分類	感染症名	性格	入院	就業制限	対物 措置	届出
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ	新たなウイルスを病原体とする インフルエンザ			0	全数把
	再興型インフルエンザ	・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ・長期間が経過して再興したもの				
	新型コロナウイルス感染症	新たなコロナウイルスを病原体 とする感染症	0	0		
	再興型コロナウイルス感染症	・かつて世界的規模で流行した コロナウイルスを病原体とする感染症 ・長期間が経過して再興したもの				握
指定感染症	<mark>1 年間に限定</mark> して指定される感染症 (1 年間の延長可能)	・ ・ 田知の感染症 ・ 一〜三類感染症及び新型インフルエンザ等 感染症に分類されない ・ 国民の生命及び健康に重大な影響を与える おそれあり	or ×	0	0	
新感染症	《要件指定後》 <mark>一類感染症</mark> と同様の扱いをする感染症	・ヒトからヒトに伝染・未知の感染症・伝染力・重篤度から<mark>危険性が極めて高い</mark>	0	0	0	



【検疫感染症・新興感染症・再興感染症】

分類		感染症名		
	一類感染症	 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト(細菌) ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 		
検疫感染症	インフルエンザ等	・新型インフルエンザ等感染症 ・鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)		
	蚊が媒介	・マラリア・デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症		
	その他	・中東呼吸器症候群(MERS)		
新興感染症	おおむね 1970 年(昭和 45 年)以降に、新たに発見された感染病原体あるいは、かつては不明であった病原体により、地域的あるいは国際的に公衆衛生上問題となっている新感染症	【ウイルス性】 ・エボラ出血熱 ・成人 T 細胞白血病 ・後天性免疫不全症候群(AIDS) ・E 型肝炎 ・互症急性呼吸器症候群(SARS) ・鳥インフルエンザ ・重症熱性血小板減少症候群(SFTS) ・中東呼吸器症候群(MERS) ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 【細菌性】 ・レジオネラ症 ・カンピロバクター感染症 ・腸管出血性大腸菌感染症 【原虫性】 ・クリプトスポリジウム症		
再興感染症	既知感染症で発生数が減少し、公衆衛生上ほとんど問題にならなくなっていたが、近年再び出現・増加している感染症あるいは将来的に問題となる可能性のある感染症	・デング熱(四類感染症) ・結核(二類感染症) ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症(五類感染症) ・マラリア(四類感染症)		



感染症とその予防(必須)

問1 (105 回問 19)

感染症法*により、病原体に汚染された場所に消毒等の対物措置が必要とされる 感染症はどれか。1つ選べ。

*感染症法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 1 麻しん
- 2 ヘルパンギーナ
- 3 腸管出血性大腸菌感染症
- 4 マイコプラズマ肺炎
- 5 クリプトスポリジウム症

問2 (108 回問 16)

感染症法*において、「動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を 介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症」に分類される のはどれか。1つ選べ。

*感染症法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 1 性器クラミジア感染症
- 2 デング熱
- 3 マイコプラズマ肺炎
- 4 麻しん
- 5 流行性耳下腺炎